

広島県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十八年十月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次美土里線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三次市粟屋町字辰頭一〇〇六番五地先から 三次市粟屋町一〇九六番一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、五九七・ 〇〇メートル
	延長 (メートル)	延長 (メートル)	